

寝屋川市高齢者保健福祉計画(2021～2023)(素案) パブリック・コメント手続結果

- 意見の募集期間 : 令和3年2月1日(月)から2月28日(日)まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	3 件
・ 用語説明を求める意見に対して、用語解説を別途付すもの	2 件
・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	5 件
・ その他の修正を行うもの	3 件
・ パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの	1 件
	意見の総数 14 件 (提出者数 2 人)

所属名 : 福祉部 高齢介護室

「寝屋川市高齢者保健福祉計画(2021～2023)(素案)」の意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方
1	－	全体	「取組み」について、寝屋川市地域福祉計画(素案)では「取組」である。	御意見をふまえ、「取組み」を「取組」に変更します。
2	－	全体	「一人ひとり」について、寝屋川市地域福祉計画(素案)では「一人一人」である。	御意見をふまえ、「一人ひとり」を「一人一人」に変更します。
3	－	全体	「シルバー世代」は「高齢者」に変更すべきでは。シルバー世代の定義が厚生労働省のホームページを見てもよく分からない。高齢者保健福祉計画のシルバー世代の定義と地域福祉計画のシルバー世代の定義は異なるのでは。	本市では、高齢者をシルバー世代と表現していることから、原案のとおりとします。
4	13	目標を実現するための取組み(1)③	「介護や支援からの卒業」は「介護や支援を要しない生活に戻ることに」変更すべきでは。	本市では、通所型サービス(短期集中)を中心とした取組により、介護や支援を要しない生活に戻ることを卒業と表現していることから、原案のとおりとします。 なお、厚生労働省においても、卒業という表記が使用されています。
5	14	目標を実現するための取組み(1)④	「養護者への支援」は「介護者への支援」に変更すべきでは。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、養護者という用語について定義されており、原案のとおりとします。

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方
6	19	目標を実現するための取組み (2) ⑤	「チームオレンジ」とは。	「チームオレンジ」とは、国の認知症施策推進大綱で位置付けられた、認知症の人とその家族の支援ニーズと、認知症サポーターの支援とをつなぐ仕組みのことで。資料編に用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。
7	21	目標を実現するための取組み (2) ⑦	「オンブズパーソン」は「オンブズパーソン(苦情調整委員)」に変更すべきでは。	資料編に用語解説を付すこととし、原案のとおりとします。
8	23	目標を実現するための取組み (3) ②	「病診連携」とは。	「病診連携」とは、地域の医療を効果的、効率的に提供するため、病院と診療所が役割、機能を分担しながら連携する仕組みのことで。資料編に用語解説を付し、分かりやすい計画づくりに努めます。
9	25	目標を実現するための取組み (3) ⑥	「公共交通や移送」は「公共交通の利用や移送」に変更すべきでは。	御意見をふまえ、「公共交通や移送」を「公共交通の利用や移送」に変更します。
10	26	重点的に取り組む事項 (1) ②	「介護サービスからの卒業につながるよう」は「介護サービスを要しない生活に戻ることにつながるよう」に変更すべきでは。	本市では、通所型サービス(短期集中)を中心とした取組により、介護や支援を要しない生活に戻ることが卒業と表現していることから、原案のとおりとします。なお、厚生労働省においても、卒業という表記が使用されています。

「寝屋川市高齢者保健福祉計画(2021～2023)(素案)」のその他の修正

番号	ページ	該当箇所	修正前	修正後
11	－	目次	7. 感染症対策の取組み・・・・・・・・・・ <u>5</u>	7. 感染症対策の取組・・・・・・・・・・ <u>4</u>
12	1, 2	計画策定の趣旨 位置づけ	第四次寝屋川市地域福祉計画	第 <u>4</u> 次寝屋川市地域福祉計画
13	22	目標を実現するための取組み (3) ①	地域の状況等とふまえた課題	地域の状況等 <u>を</u> ふまえた課題

【以上13件の意見】